

Weekly コラム

平成 26 年 8 月 26 日



活動方針

当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

配偶者控除見直しの動き

◆税制調査会で検討される

安倍内閣は新しい成長戦略の中で子育ての負担を軽くしたり、企業に登用を促したりする女性の社会進出の後押しを進めようとしています。専業主婦等に有利な社会保障制度の見直しの検討を始めました。人口減と高齢化が進む中、労働力確保と質の向上が持続できる社会にするため、女性の労働力率を上げてゆくという観点から長く議論されてきました。配偶者控除の扱いはこれからどのように変わろうとしているのか見てみたいと思います。

◆配偶者控除の境界 103 万円の壁

しばしば出てくる「103 万円の壁」とは配偶者(妻)の収入が年 103 万円以下の世帯で夫の所得税の負担を軽くする仕組みです。妻の年収が 103 万円以下なら夫の年収から配偶者控除として一律 38 万円を控除します。妻の年収が 103 万円超から 141 万円未満の間であれば配偶者特別控除があり、38 万円から 3 万円の範囲で行われます。

また、多くの企業では夫が配偶者控除を受けられる妻がいる場合に家族手当を支給するところが多いのも現状です。

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済俱楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

さらに妻の年収が 130 万以上になると健康保険の被扶養者と国民年金の 3 号被保険者からも外れ、妻自身の社会保険料がかかるようになります。就業調整は 103 万円、130 万円の時に行われることが多いといえるのかもしれません。このような制度であると労働時間を抑える就業調整する人が多いといわれています。

◆見直しが与える影響

配偶者控除に代わるものとして議論されているのが家族控除です。妻の年収にかかわらず、夫婦で 76 万円を世帯の控除額とする案です。これは今まで配偶者控除を受けていた世帯では負担増になりそうです。制度変更で可処分所得が減れば収入を増やそうともっと働くとするかもしれません。パートよりフルタイムへ、より高い賃金へと移動するかもしれません。ただし実際は長時間働きたい人ばかりではないでしょう。

現在国民年金の 3 号被保険者は保険料がかかりませんが 2016 年 10 月からは従業員 501 人以上の企業で、週 20 時間以上勤務、年収 106 万円以上の場合は社会保険に加入することになっています。税制と併せて社会保険の動きも見ていく必要があります。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。